

令和4年6月大竹市議会定例会（第3回）議案の概要

	議案番号	件名	内容	提案説明者
1	報告第1号	繰越明許費繰越しの報告について 〔一般会計〕 (総務部企画財政課)	○繰越明許費に係る歳出予算の翌年度繰越額 〔一般会計〕 ・船舶建造事業 61,350,000円 ・住民基本台帳システム改修等事業 3,694,000円 ・住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業 65,651,207円 ・子育て世帯臨時特別給付金支給事業 950,908円 ・保育士等処遇改善臨時特例事業 7,803,420円 ・新型コロナウイルス感染症対策事業 70,026,236円 ・南栄下白石線交通安全対策事業 6,500,000円 ・橋りょう補修調査設計等事業 4,000,000円 ・玖波29号線道路予備設計事業 5,000,000円 ・県営事業負担金（道路） 2,621,000円 ・一般河川（水路）浚渫事業 128,700,000円 ・急傾斜地崩壊対策事業（市） 12,000,000円 ・県営事業負担金（砂防） 5,000,000円 ・県営事業負担金（港湾） 109,664,000円 ・晴海臨海公園北側園路整備事業 2,000,000円 ・大竹駅周辺無電柱化事業 14,000,000円 ・上市児童公園整備事業 30,166,000円 ・白石8号棟外壁等改修事業 23,000,000円 ・成人のつどい事業 305,000円 ・放課後児童クラブ支援員等処遇改善臨時特例事業 1,862,000円 ・阿多田農道災害復旧事業 7,500,000円	副市長
2	報告第2号	継続費繰越しの報告について 〔一般会計〕 (総務部企画財政課)	○継続費に係る歳出予算の翌年度繰越額 〔一般会計〕 ・大竹駅周辺整備事業 1,781,531,353円	副市長

	議案番号	件 名	内 容	提案説明者
3	報告第3号	予算繰越しの報告について 〔水道事業会計、工業用水道事業会計 及び公共下水道事業会計〕 (上下水道局)	○建設改良費の翌年度繰越額 〔水道事業会計〕 ・防鹿水源地上水1号取水ポンプ逆止弁・吐出弁更新事業 6,800,000円 ・御園一丁目・立戸三丁目地内配水管改良事業 24,250,000円 ・白石一丁目地内配水管改良事業 20,000,000円 ・港町一丁目地内配水管改良事業 26,000,000円 ・岩国市・大竹市連絡管整備事業 9,500,000円 〔工業用水道事業会計〕 ・1期工水小方配水流量計更新事業 2,100,000円 〔公共下水道事業会計〕 ・新町雨水排水ポンプ場放流渠検討事業 12,000,000円 ・白石合流幹線管渠改築実施設計事業 8,000,000円 ・岩国大竹道路事業に伴う下水道管撤去移設実施設計事業 13,000,000円 ・大竹下水処理場共同処理整備基本詳細設計事業 37,000,000円	上下水道 局 長
4	報告第4号	継続費繰越しの報告について 〔公共下水道事業会計〕 (上下水道局)	○継続費の繰越額 〔公共下水道事業会計〕 ・大竹下水処理場エアタンク・ブロワー改築更新工事 100,000,000円 ・小方排水区雨水函渠整備工事 151,000,000円 ・小島雨水排水ポンプ場電気機械設備改築更新工事 210,008,000円	上下水道 局 長
5	報告第5号	大竹市土地開発公社の経営状況につい て (建設部監理課)	○公有地処分事業 ・処分面積 252.54㎡ 15,505,956円 ○収益的収入及び支出 ・収 入 53,935,131円 ・支 出 53,074,386円 ・当期純利益 860,745円	副 市 長

	議案番号	件名	内 容	提案説明者																			
6	報告第6号	専決処分の報告について (事故による損害賠償額の決定) (建設部土木課)	事故による損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。 1 専決処分年月日 令和4年4月20日 2 事故の概要 令和4年3月16日午前7時30分頃、大竹市阿多田1485番2地内の猪子中道路を債権者が所有する車が通行した際に、道路横断側溝のグレーチング蓋が跳ね上がり、左前輪タイヤ及びオイルパンを損傷したものの。 3 損害賠償額 249,920円	建設部長																			
7	認 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて 〔大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例〕 (総務部総務課)	1 専決処分した事件 大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定 2 専決処分した理由 公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に公布されたことに伴い、大竹市議会議員及び大竹市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものの。 3 改正の主な内容 (1) 公費負担の限度額の改正 <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td colspan="2">選挙運動用自動車の使用(日額)</td><td>35,860円</td><td>36,300円</td></tr><tr><td colspan="2">選挙運動用ビラの作成(1枚当たり)</td><td>7.51円</td><td>7.73円</td></tr><tr><td rowspan="2">選挙運動用ポスターの作成</td><td>(1枚当たり)</td><td>525.06円</td><td>541.31円</td></tr><tr><td>(基礎費)</td><td>103,500円</td><td>105,400円</td></tr></table> (2) 施行期日 令和4年5月2日 4 専決処分年月日 令和4年5月2日	項目		改正前	改正後	選挙運動用自動車の使用(日額)		35,860円	36,300円	選挙運動用ビラの作成(1枚当たり)		7.51円	7.73円	選挙運動用ポスターの作成	(1枚当たり)	525.06円	541.31円	(基礎費)	103,500円	105,400円	総務部長
項目		改正前	改正後																				
選挙運動用自動車の使用(日額)		35,860円	36,300円																				
選挙運動用ビラの作成(1枚当たり)		7.51円	7.73円																				
選挙運動用ポスターの作成	(1枚当たり)	525.06円	541.31円																				
	(基礎費)	103,500円	105,400円																				

	議案番号	件名	内容	提案説明者
8	認 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて 〔大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例〕 (市民生活部市民税務課)	1 専決処分した事件 大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例 2 専決処分した理由 地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する必要があるが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。 3 改正の主な内容 (1) 市民税関係の改正 法人市民税に係る納税申告書等の添付書類の提出に際して、電子情報処理組織(エルタックス)を使用することを義務付けられた法人が行う提出方法の一部が見直されたもの。 (2) 固定資産税関係の改正 ア 商業地等の負担調整の特例措置により税額が増加する土地について、景気回復に万全を期すための激変緩和の観点から、令和4年度に限り、前年度からの課税標準額の上昇幅を抑える規定を新設する。 イ 大規模な水災害による浸水拡大の抑制のため、令和7年3月31日までに、特定都市河川浸水被害対策法に規定する「貯留機能保全地域」として県知事の指定を受けた土地について、課税標準の特例措置が創設され、これに伴い、課税標準を参酌基準どおり価格の4分の3とする規定を新設する。 ウ 公共用水域の水質保全等のため設置された公害防止用設備に係る下水道除害施設の課税標準の特例について、対象施設を限定し課税標準を参酌基準どおり価格の5分の4に見直した上で、適用期間を2年延長する。 エ より良質な省エネ改修を支援する観点から、一定の省エネ改修工事を行った住宅等に対する税の減額について、対象を見直した上で、適用期間を2年延長する。 (3) その他 関係条文の字句及び引用条項の条ずれ等を整理する。 (4) 施行期日 令和4年4月1日	市民生活部 長

	議案番号	件名	内容	提案説明者
			4 専決処分年月日 令和4年3月31日	
9	認 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて 〔令和4年度大竹市一般会計補正予算 (第1号)〕 (総務部企画財政課)	1 専決処分した事件 令和4年度大竹市一般会計補正予算(第1号) 2 専決処分した理由 大竹市一般会計において補正を行うことについて、令和4年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもの。 3 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 5,950千円 ○予算総額 15,182,782千円 (歳入) ・財政調整基金繰入金 5,950千円 (歳出) ・市議会議員補欠選挙事務 5,950千円 4 専決処分年月日 令和4年4月8日	副市長
10	議案第31号	令和4年度大竹市一般会計補正予算 (第2号) (総務部企画財政課)	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 34,989千円 (詳細は次頁 2 補正予算の内訳のとおり) ○予算総額 15,217,771千円	副市長

2 補正予算の内訳

○歳出

○歳入（歳出に充当する財源）

（単位：千円）

款	事業名	補正額	款	説明	補正額	備考
2 総務費	電子計算機管理事業	11,007	14 国庫支出金	デジタル基盤改革支援国庫補助金	5,503	
	地域活動促進事業	2,000	20 諸収入	宝くじコミュニティ事業助成金（一般コミュニティ）	2,000	
	国庫補助金等返還事務	10,016				
	地域公共交通整備事業	9,006	15 県支出金	離島航路県補助金	4,503	
3 民生費	利用者支援事業	1,943	14 国庫支出金	子ども・子育て支援交付金	1,295	
			15 県支出金	子ども・子育て支援県交付金	323	
9 消防費	消防団活動推進事業	1,017	20 諸収入	宝くじコミュニティ事業助成金（地域防災組織育成）	1,000	
			18 繰入金	財政調整基金繰入金	13,615	対応する歳入のない歳出に充当
			20 諸収入	漁業用施設修築事業補助金返還金	6,750	
歳 出 合 計		34,989	歳 入 合 計			34,989

	議案番号	件名	内容	提案説明者
11	議案第 32 号	令和 4 年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第 1 号） （総務部企画財政課）	1 歳入歳出予算の補正 ○補正予算額 5 9 1, 9 4 7 千円 ○予算総額 8 7 9, 8 1 5 千円 （歳入） ・土地売払収入 5 9 1, 9 4 7 千円 （歳出） ・繰上充用金 5 9 1, 9 4 7 千円 2 一時借入金の補正 ○追加額 5 9 1, 0 0 0 千円 ○最高額 8 7 8, 0 0 0 千円	副市長